

※要請の対象（協力金の支給対象）とならない方（酒類の提供を行わない飲食店等）にもお知らせしている場合がありますので、事前によくご確認ください。

■ 営業時間短縮等の要請について ■

令和3年8月25日

長野県

- 飲食店の皆様の感染防止の取組により県内における飲食店での飲食を起因とする感染事例は比較的少なく抑えられており、深く感謝申し上げます。
- 一方、感染はデルタ株への置き換わりが進み、過去に経験したことのないスピードで感染が拡大しております。特に、大人数や長時間に及ぶ飲酒を伴う飲食の場面は、感染リスクが高くなるおそれがあります。
(マスクを外す、大声になり飛沫が飛びやすい、区切られた空間に大人数が密集する 等)
- このため、感染拡大を未然に防ぐ観点から、酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮等の要請を別紙のとおり行うことといたしました。
- 今後は、営業時間短縮等に応じていただいた場合の協力金の交付や市町村と連携した経営支援策などを講じてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

問合せ先

長野県庁 代表電話：026-232-0111

＜要請について＞ 危機管理部 新型コロナウイルス感染症対策室

＜協力金について＞ 新型コロナウイルス拡大防止協力金 担当窓口

＜信州の安心なお店について＞ 産業労働部 産業政策課団体・サービス産業振興係

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定により下記のとおり、営業時間短縮又は休業を要請します。

(要請に応じていただいた皆様には別添のとおり協力金を支給します。)

○要請内容

区域：松川町、高森町、阿智村、下條村、喬木村、豊丘村の全域

期間：令和3年8月28日(土)から9月1日(水)まで

(感染状況により延長する場合があります。)

対象施設	区分		要請内容
接待を伴う飲食店、 飲食店(酒類の提供を行うものに限る) (特措法施行令第11条第1項第11号に該当する施設)	「信州の安心なお店」 認証店		営業時間短縮 (5時～20時) (特例あり)
	「信州の安心 なお店」 非認証店	ガイドライン 遵守	営業時間短縮 (5時～20時)
		ガイドライン 非遵守	休業 (協力金支給の 対象外)
飲食店等 (酒類の提供を行うものに限る) (特措法施行令第11条第1項第14号に該当する施設)			

○要請対象施設(以下の①～③のいずれも満たす施設が対象となります。)

- ①上記「要請内容」における対象施設(酒類を提供する飲食店等)
- ②要請の以前から、午後8時～翌日午前5時の時間帯に日常的に営業を行う施設
- ③飲食店営業許可(食品衛生法上)を受けている施設

【対象となる施設の例】

- ・特措法施行令第11条第1項第11号に該当する施設
キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、ダーツバー、パブ、ライブハウス、カラオケボックス等
- ・特措法施行令第11条第1項第14号に該当する施設
居酒屋、食堂、レストラン等

【対象外となる施設の例】

- ・通常午後8時までに閉店している店舗、宅配・テイクアウト専門店、露店型店舗、漫画喫茶、インターネットカフェ、宿泊施設において宿泊客のみに飲食を提供する施設、キッチンカー形式の店舗

○「信州の安心なお店」認証店の特例

- ・認証店は、以下の①又は②を選択できます。
 - ①20時以降も営業継続(協力金支給対象外)
 - ②要請に協力(協力金を支給)
- ・営業を継続する場合は、20時以降の時間帯は、
1グループは「同居家族又は4人以内」、利用する時間は「2時間以内」
に限定します。(お客様入店時に確認してください。)
- ・営業を継続する認証店の皆様に対しては、要請期間中に巡回し、対策状況を確認します。

【松川町、高森町、阿智村、下條村、喬木村、豊丘村内の営業時間短縮等要請店舗対象】

令和3年8月25日時点

新型コロナウイルス拡大防止協力金事業について（予定）

長野県

1 概要

長野県からの要請（期間：8月28日(土)～9月1日(水)）に応じて、営業時間の短縮等にご協力をいただき、4に掲げる要件に適合する事業者の皆様に、協力金を支給します。 ※「信州の安心なお店」については、特例措置がありますので『「信州の安心なお店 認証制度」認証店舗の時短要請期間中における営業の特例について』をご覧ください。

2 今後のスケジュール ご注意：要請期間を延長した場合は変更になります。

- (1) 申請要項・様式公表 9月上旬（予定）（県HP掲載、県南信州地域振興局等で配布）
- (2) 申請期間・支給時期 未定（要項公表時にお知らせします。）

3 協力金の支給額 ご注意：要請期間を延長した場合は延長した日数分が増額になります。

1 店舗当たり 2.5万円/日～7.5万円/日（5日間で12.5万円～37.5万円）とします。

※ 1日当りの支給額は、店舗の前年又は前々年の1日当りの売上高に0.3をかけて計算します。1日当りの売上高8万3,333円(税抜)以下の場合は支給額2.5万円/日、1日当たり25万円(税抜)以上の場合は支給額7.5万円/日とします。また、大企業(資本金5,000万円超かつ従業員50人超(カラオケ店、宿泊業は100人超))及び希望する中小企業の支給日額については、店舗の前年又は前々年の1日当りの売上高の減少額に0.4を掛けて計算します(上限あり)。計算方法の詳細は県ホームページ(裏面に記載)からご覧いただけます。

ご注意：やむを得ない事情により、営業時間短縮等を要請開始日から1日、あるいは2日遅れて開始した場合は、減額して支給します。なお、3日以上遅れて開始した場合は、協力金を支給できませんので予めご了承ください。

4 支給対象者

以下の要件を満たし、申請書類（詳細は後日発表）をご提出いただいた事業者

- (1) 指定地域内にある店舗（施設）を管理し経営する事業者（代表者）であること

提出書類（予定）

- 確定申告書類(写)、飲食店営業許可証(写) 等
- 経理帳簿（直近及び協力金算定の基となる期間の月締め帳簿 等）
- 本人確認書類（個人事業者のみ：運転免許証(写)、健康保険証(写) 等）
- 預貯金の通帳(写) ※口座番号、口座名義等を記載したページ

- (2) 酒類を提供する飲食店（飲食専用施設）等において、既に、今回の要請の以前から、午後8時～翌日午前5時の時間帯に、日常的に夜間営業を行っていたこと

（通常午後8時まで閉店している店舗、宅配・テイクアウト専門店、露店型店舗、漫画喫茶、インターネットカフェ、宿泊施設において宿泊客のみに飲食を提供する施設、キッチンカー形式の店舗には、営業時間短縮等の要請をしていませんので、ご注意ください。）

提出書類（予定）

- 店舗名が入った施設の外景の写真、客席が写った施設の内景の写真 等
- 要請以前の営業時間が入った看板写真・メニュー(写)・HP画面(紙出力) 等
- 酒類の提供実態がわかるメニュー(写)・仕入伝票(写)・HP画面(紙出力) 等

- (3) 要請の以前から必要な許認可等を取得していること。役員及び従業員等が暴力団員等に該当しないこと。

提出書類 ○誓約書（申請書を兼ねた専用様式）、 ○飲食店営業許可証（写）

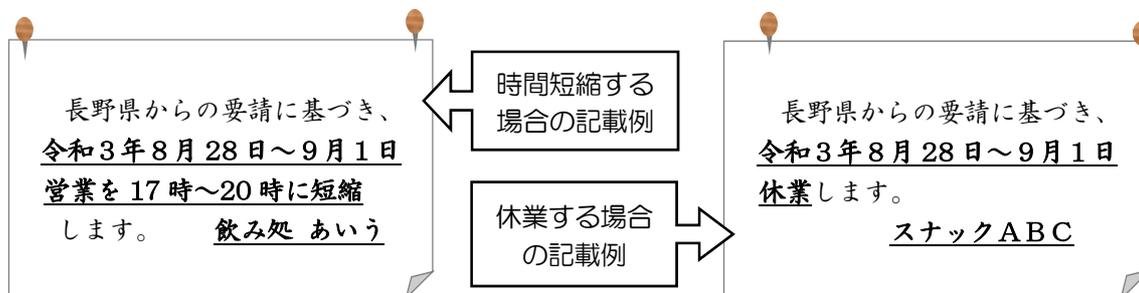
- (4) 8月28日^{*1}から要請終了日までの全ての日、営業時間短縮^{*2}、又は休業を行い、そのことを店頭の貼り紙やホームページ掲載等で外部に周知していること（記載例参照）

※1 やむを得ない事情により、8月28日あるいは、8月28日及び29日に営業時間短縮等ができなかった場合も、8月30日以降の全ての日に実施していれば、減額の上、協力金を支給します。

※2 時間短縮の場合、店内で飲食したお客が、午後8時までに完全に退店している必要があります。

提出書類 ○営業時間の短縮等をお客に周知した貼り紙やHPの画面（紙出力）等

【以下記載例】注：要請期間延長の場合は、貼り紙等に記載した終了日を修正してください。



- (5) 業種別ガイドラインを遵守し、「新型コロナウイルス対策推進宣言」等の表示を行っていること。

- 右のいずれかのステッカー又はポスター（ポスターの場合は、店名及び取組内容を記載）を掲示した写真を提出以下のHP又は商工会議所・商工会にて入手ができます。※「信州の安心なお店」のステッカーは、別途申請手続きが必要になります。



https://www.pref.nagano.lg.jp/service/corona_taisakusengen.html#download

- (6) その他の必要な要件は、申請要項で定めます。

5 お問い合わせ先

長野県庁 代表電話：026-232-0111

<要請内容について>

<協力金について>

<信州の安心なお店について>

危機管理部 新型コロナウイルス感染症対策室

新型コロナウイルス拡大防止協力金 担当窓口

産業労働部 産業政策課 団体・サービス産業振興係

上記内容は予定です。最新の情報については、下記の県ホームページでお知らせします。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/sangyo/shokogyo/covid19area2108minamishinshu.html>

【松川町、高森町、阿智村、下條村、喬木村、豊丘村内の営業時間短縮等要請店舗で、「信州の安心なお店」認証制度による特例を希望される事業者向け】

令和3年8月25日時点

「信州の安心なお店認証制度」認証店舗の時短要請期間中における 営業の特例について

長野県

1 概要

長野県からの要請期間（8月28日（土）～9月1日（水））において、対象地域内の営業時間短縮等要請店舗の方は、原則として営業時間の短縮にご協力をお願いします。

ただし、「信州の安心なお店」認証を受けている店舗は、「時短要請期間中における営業継続のためのチェックシート」を満たす場合に限り、時短要請の対象外として、20時以降も営業を続けることが可能です。（その場合、協力金は支給されません。）

※ 時短要請に応じ、要請期間を通じて時短営業を行う場合には、協力金の支給対象となり、「時短要請期間中における営業継続のためのチェックシート」の提出は不要です。

※ 既に認証を受けている方は、20時以降も営業を継続するか、全期間時短要請に応じて協力金を受給するかいずれか一方を、原則として要請開始日（8月28日）に選択していただきます。要請期間の途中で変更することはできません。

新たに認証を申請される方は、裏面「4 新規に「信州の安心なお店」の認証取得を希望される方へ」をご覧ください。

※協力金の詳細については「新型コロナウイルス拡大防止協力金事業について（予定）」をご覧ください。

2 営業の特例に関する手続きの流れ

(1) 別紙の「時短要請期間中における営業継続のためのチェックシート」に必要事項を記載の上、信州の安心なお店応援キャンペーン事務局にFAXにて提出をお願いします。

(2) 時短要請期間中に店舗を訪問し、チェックシート原本を回収するとともに、その内容に沿って、巡回員が感染対策の取組状況の確認をさせていただきます。

※ 今回の巡回は、事前に時間調整はしませんが、時短要請の内容を踏まえ、主に19時から21時の間に直接訪問いたします。予めご了承ください、巡回へのご協力をお願いします。

3 今後のスケジュール

(1) 必要書類（チェックシート）配布：8月25日（水）

➤ 時短要請通知に同封。県ホームページ、信州の安心なお店応援キャンペーン公式サイト、長野県南信州地域振興局でも入手できます。

(2) チェックシートの記載、提出（FAX）：準備でき次第ご提出ください

➤ できるだけ要請開始日の8月28日（土）までにご提出ください。

(3) 巡回員による巡回：8月28日（土）以降、順次実施予定

4 新規に「信州の安心なお店」の認証取得を希望される方へ

認証未取得の店舗で、時短要請期間中に 20 時以降の営業継続を希望する場合は、まず認証を取得していただく必要があります。以下の書類を準備し、信州の安心なお店応援キャンペーン事務局に F A X でご提出ください。巡回日を調整のうえで巡回員が店舗で確認を行い、認証します。

提出書類

- ① 「信州の安心なお店」認証制度の申請書類
- ② 「時短要請期間中における営業継続のためのチェックシート」



(参考：信州の安心なお店応援キャンペーン公式サイト <https://shinshu-anshin.net/>)

※ 時短要請期間中、新規認証の巡回を受けるまでの期間は、原則として 20 時までの営業時間の短縮をお願いします（日数に応じて協力金が支給されます）。

※ ただし、新規認証の巡回を受けるまでの期間においても、チェックシートに記載の感染対策を取り、巡回を受けることを前提として、20 時以降の営業を継続することも可能です。

5 その他留意事項

- ① 「信州の安心なお店」のステッカーを店舗に掲示してください。
- ② 時短要請期間中の特例として、追加チェックシートの作成と、巡回確認が終了した店舗については、「信州の安心なお店」応援キャンペーン公式サイトに店舗名を掲載します。
- ③ 時短要請の対象店舗で、認証を「飲食業」及び「カラオケボックス」以外の業種として取得されている場合は、「信州の安心なお店」応援キャンペーン事務局までご相談ください。
- ④ 巡回確認後、認証基準を満たさない営業により店舗でクラスターが発生する等の事態が生じた場合、その後の時短要請の適用除外は取消しとなる可能性があります。
- ⑤ 巡回時にチェックシートの記載事項が遵守されていないと判断された場合には、改めて巡回を行う可能性があります。
- ⑥ その他の必要な要件は、「信州の安心なお店」応援キャンペーン公式サイト等でご案内します。

6 お問い合わせ先

- ・長野県庁 代表電話：026-232-0111
＜要請内容について＞危機管理部 新型コロナウイルス感染症対策室
＜協力金について＞ 新型コロナウイルス拡大防止協力金 担当窓口
＜認証制度について＞産業労働部 産業政策課団体・サービス産業振興係

- ・信州の安心なお店応援キャンペーン事務局（認証制度についてのお問い合わせ）
電話 026-217-5219 FAX 026-217-5901

時短要請期間中における営業継続のためのチェックシート

記入日： 令和3年 月 日
 申請者： _____ ⑩
 店舗名： _____
 所在地： _____
 電話番号： _____
 認証番号： _____

時短要請の対象外として、20時以降も営業を続けるため、以下の項目による感染対策を徹底すること、本件についての巡回確認に協力することを誓約します。

	内 容	チェック	具体的な取組
1	(新規)利用に当たっては、同居の家族又は4人以内での会食に限定するべく、入店あるいは予約時において、その旨を確認する。		
2	(新規)利用に当たっては、2時間以内に限定する。		
3	利用客退店後は、テーブルや椅子、メニュー等の消毒を徹底する。		
4	換気は、30分に1回、5分間程度を繰り返し行うとともに、換気設備を有する場合には適切に稼働しているかの確認を行う。		
5	万一の新型コロナウイルス感染時に備え、利用者名簿を具備し、必要に応じて関係当局からの依頼に対応する。		
6	利用客には、入店時等の消毒の徹底や、飲食時以外はマスク着用の呼びかけを実施するなど、感染リスクの低減に向けた呼びかけを実施する。		
7	この他、飲食店向けチェックシートに記載している事項の徹底について、再度従業員の間で確認、徹底を行う。		

- ※ 具体的な取組みの欄には、時短要請期間中に営業する際の取組み予定の内容を記載してください。今回はすべての項目を遵守していただくことが要件となります。
- ※ 今回の巡回は事前に時間調整をせず、営業時間中に直接巡回、確認させていただきます。予めご了承くださいとともに、巡回確認へのご協力をお願いします。
- ※ 提出は、信州の安心なお店応援キャンペーン事務局までFAXにてご提出ください。
 原本は、巡回の際に回収いたします。 **FAX番号：026-217-5901**